

第5回教育振興ビジョン検討第1部会議事録

日 時 平成22年1月14日(木) 13:30~16:00

場 所 三重県水産会館 4階 研修室

出席者 (委員) 上島 和久、太田 浩司、加藤 伊子、多喜 紀雄、西田 寿美
脇田 三保子、栗原 輝雄、辻 貢、瀨口 曜嗣、脇田 愉司
(事務局) 山口副教育長、松坂学校教育分野総括室長、山中研修分野総括室長
増田人材政策室長、岩間教育改革室長、土肥高校教育室長、
大津学校施設室長、浅生特別支援教育室長、西口特別支援学校整備特命監
福永教育振興ビジョン策定特命監、東特別支援教育室副室長、
草川、建部、吉田、井村、北原、安田

計27名

内 容

(事務局)

ただ今より、三重県教育改革推進会議、第5回教育振興ビジョン検討第1部会を開催させていただきます。大変寒い日になりましたが、お集まりいただきありがとうございます。今日が5回目ということで、特別支援教育というテーマでの審議は、今回が最後となりますので、よろしくお願ひします。なお、上島委員は、ご公務の関係で15時過ぎに退席いただくということですので、予めご理解をお願いします。それでは開会に先立ちまして、山口副教育長からご挨拶を申し上げます。

(山口副教育長)

本日もご多用の中、会議にご出席賜り、本当にありがとうございます。新年が明けて2週間が経ちます。学校では始業式から1週間ということで、そろそろエンジンがかかってきて、1年の締めくくりの時期に来ています。昨年来から新型インフルエンザの影響等で、学級閉鎖、休校等がありました。特別支援学校では、比較的健康上弱者的な立場の子が多いということで、校長先生方には格段のご配慮をいただいています。これからの時期は季節性のインフルエンザもありますので、春を迎えるまでしっかりと取り組んでいきたいと思っています。

本日の会議の開催通知の中に、読売新聞の「教育ルネサンス」という記事を入れさせていただきました。12月1日から12日ぐらいまでの間に、読売新聞が特別支援教育について、集中的に取り上げたものを、紹介させていただきました。その中で、「自分のできないことを悔やむことよりも、自分を肯定していく、自尊感情を大事にしていく、やれることをやっていく」というようなことが出ておりました。それぞれの記事を見ていただきますと、高校だけでなく大学、高等専門学校等、いろんな学校の中でいろんな障がいのある子が学習を続けているということが、よく分かっていただけたかなと思っています。

今回教育改革推進会議のもとに、教育振興ビジョンを作るわけですが、一人ひとりにきめ細かな教育をどうやってしていくのかという議論も、本当に大事な時期に来ていると思います。先ほど司会の方から、「今回が5回目、部会としての方向性をそろそろ出していただく」という趣旨の話をさせていただきました。今日は2本柱ということでご議論していただくことになっていきますので、これまで同様、忌憚りの無い意見をいただきながら、良い方向が出るようお願い申し上げます。

(事務局)

それでは、本日はお手元の事項書にございますように、教育振興ビジョンに関わる特別支援教育をテーマとする議論の骨子案という、これまで出していただいた意見のまとめと、三重県立特別支援学校整備第二次実施計画案について、ご議論を賜りたいと思います。今日はこの二つにわたって、ご意見をいただきたいと思っています。進行は多喜部長にお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

(部会長)

それでは、特別支援教育をテーマにした審議が今日最後になりますので、思い残すことのないように、活発な議論をお願いしたいと思います。

それではさっそく事項書に沿って進めて参りたいと思います。まず報告1です。教育振興ビジョン検討第1部会における審議の状況について、事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

それでは、「教育振興ビジョン検討第1部会における審議の状況」という資料をご覧くださいませでしょうか。こちらの資料については、これまで議論を重ねていただきました意見を、抜粋して逐次追加をし、とりまとめさせていただきました。複数のご意見をいただいているところは、アンダーラインを施させていただきます。また前回第4回の部会を出していただいたご意見は、ゴシックの太字で追加させていただきます。

まず1ページをご覧くださいませでしょうか。特に追加したところを中心に、ご説明します。(3)幼稚園における特別支援教育のあり方についての、の4つ目です。保育所との関係において、「保育所は障がい児保育の加配が付くが、幼稚園は加配がなく一人で大勢を見ている状況にある。途切れない支援を行うためには、幼稚園で複数体制が取れるようにする必要がある」というような、幼稚園の実情と今後の考え方について、ご意見をいただきました。

2ページをご覧くださいませでしょうか。(7)の関係機関の連携です。教育的支援という考え方から、「途切れない支援を行うために、保育所から幼稚園、幼稚園から小学校、更には高等学校(高等部)卒業後まで、それぞれの移行期において円滑な移行ができるよう、情報の共有及び引き継ぎ等のできる連携体制を構築する必要がある」というご意見をいただきました。

また補強意見としては、交流という側面から(6)特別支援学校のあり方の中で、「交流の効果も含め、実施後の検証が必要である」というご意見をいただきました。

3ページをご覧くださいませでしょうか。実施計画案に関わって、特別支援学校の整備項目の(2)東紀州地域と、(3)その他の地域の記述をしました。ここの4項目については、前回の会議でいただいたご意見です。東紀州地域については、これまで分校の整備を行い、21年4月に移転しましたが、「本校は、小・中学部が有馬小学校で、高等部が木本小学校と、学校運営機能が分散している状況にある」。また、そのためにいろんな学校運営上の課題等があり、「地域の実態や、地元の意向を踏まえ、可能な限り早期の整備が望まれる」というご意見をいただきました。その他の地域にも、全体として特別支援教育の対象者が増えていることを背景として、「今後とも、その推移を早期に見極め、適切な対応を進める必要がある」というご意見をいただきました。

4ページのところをご覧くださいませでしょうか。寄宿舎のあり方については、大変多くの時間を割いて、たくさんのご意見をいただきました。特に前回は、寄宿舎そのもののあり方を十分に検討する必要があるという観点から、「寄宿舎は生活の場であるとともに教育の場であるという二面性があり、育ちの支援の場である」。こうしたことから、生活の支援を中心としたあり方を明らかにする必要があるなどのご意見をいただきました。また統合整備にあたっては各障がいの特性にも配慮をする必要がある等のご意見を補強していただきました。以上がこれまでの議論の流れと、特に4回目の部会を中心とした意見の抜粋です。どうぞよろしくをお願いします。

(部会長)

前回出た議論を中心に、少し文言を加えていただきました。ただ今から審議をしたいと思います。ご質問、ご意見でも結構ですので、どうぞよろしくをお願いします。

(委員)

細かいことですが、数点質問させていただきたいと思います。

まず1ページ目ですが、1番の(1)の3つ目のところ、「通常の学級も含めて」とありますけれども、通級指導教室は必要ないのかと思います。「通常学級等も」という文言があった方が、分かりやすいのではないのかと思います。国の「特別支援教育の更なる充実に向けて」においても、通級指導教室等ということがかなり言われていますので、そういうことも含めたらどうかと思います。

それから(4)の小中学校の特別支援教育のあり方のところの、の1つ目の1行目の最後の方で、「日々の実践の中でもメインに据えるくらいの」というこの表現が、言いたいことは分からないでもないんですけども、どうもパッと見た時に分かりにくい部分があるのではないかと思います。

それから2つ目ののところで、「みんなの中で居ることが良い子」とあるのですが、「みんなの中」というのは、大勢のことだけで良いのかどうか。意味としては、「理解をしてもらえないような環境の中で」ということではないかと思うんですけども。「みんな」という表現は、果たしていかなものかなという感じがしました。それからこれはこれで良いのかなと思うんですけども、「二次障害」の「害」の字が、ひらがな表記が一般的な気がしますが、いかなものかなと思います。

2ページ目に行かせていただきますと、5番の高等学校における特別支援教育のあり方とありますが、2つ目の丸の最後のところ「必要なコミュニケーションなどのハードル」、この「コミュニケーションなどのハードル」という言葉が、分かりにくいなという感じがいたします。

(6) 特別支援学校のあり方ですが、「保育園や幼稚園等への地域支援」ということですが、やっぱり就学前教育・保育だけでなく、小中学校、あるいは県立高校への支援を含めて、特別支援学校の果たす役割はあるのではないかと思います。

それから 就労支援のところですが、こういうことに対するサポートが必要という中では、ジョブコーチのこゝを入れておく方が、より分かりやすいと思います。やはりこれからジョブコーチの果たす役割も、大変大きいと思っています。

それから(7)の関係機関との連携の、の2つ目のところ「幼稚園から小学校、更には高等学校」とつづつてありますけれども、この間の小学校から中学校の繋ぎも、必要ではないかと思いません。途切れない支援といった時には、就学前から高等学校へというところで、小中学校のこゝも入れておいてもらった方が良いのではないかなという感じがしました。

それから3ページ一番上の特別支援学校の整備の1行目ですけれども、「小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数も」とありますけれども、「も」はどうかなと。むしろ児童生徒数が減少しているにもかかわらず、こゝやうって増えているということではないかを感じるんです。この「も」は「は」でも構わないのかなと思います。ただ特別支援学校の数も増えていますから、そういう意味では「も」でも良いような気がしますが、その辺がちょっと分かりにくいので、「も」が良いのか「は」が良いのか、この辺りが気になるところです。

(部会長)

各委員の表現の中から抜粋していただいた点もあるかと思いますので、事務局もなかなか大変な作業だったと思います。今ご指摘いただいた点は、いかがでしょうか。

(事務局)

次にご審議をお願いしたいと思っています議論の骨子案は、この意見抜粋をさらに磨きをかけた形でお諮りさせていただく流れがありまして、この意見抜粋は委員のみなさん方のおっしゃっていただいた言葉を、可能な限りそのまま取らせていただいたところもあります。配慮が足りないところもあり、ご迷惑をおかけします。ご意見をいただいたところについては、もう少し前後の関係を確認し、修正したいと思えます。地域のところも、次回には補強した方が良いと考えますので、ご意見を参考にさせていただきたいと考えています。

「通常の学級」のところについては、おっしゃるとおり、通級指導教室を意識してご発言いただきましたので、その点がよく分かるように、表記を考えていきたいと思えます。「メインに据える」という特別支援学級の担任の決定のところについても、意味が通るように考えさせていただきたいと思えます。「みんなの中に居る」というところも同じでございますし、また「二次障害」のところについては、私どもは熟語表記と理解して書かせていただきましたが、適切な表記としていきたいと思えます。「ハードル」という言葉も、「課題の克服」というような文言で、さらに分かりやすい表現を考えたいと思えます。「小中学校、高等学校を含む」ということにつきましても同じでございますし、また就労のところはどういった支援が必要なのかについては、記録をもう一度確かめさせていただきながら、修正を検討したいと考えております。それから3ページ一番上の行、学校整備のところの特別支援学級の表記ですが、主語を明らかにするという意味で、格助詞の使い方をもう少し考えたいと思えます。立ち戻ってもう一度記録を正確に洗い直し、表現を直させていただきますので、よろしく願いいたします。

(部会長)

今のことに関連してどなたか、ご質問、ご意見ございますか。なければ、これは今事務局が答えさせていただいたような方向で修正ないし、訂正していただくという理解をしておきたいと思えます。それではその他の件について、何かご意見ございませんでしょうか。

(委員)

3ページの東紀州のところですが、この趣旨の中で「校舎自体が間借りである」ということが、前回会議で大きなポイントとして挙げられたと捉えていたのですが、この記録には抜けています。

(部会長)

学校が間借りであるという点を、しっかり認識しておきたいというご意見ですが、前回会議でそのような発言をされたと思えます。よろしいですか。

(事務局)

先ほどのお2人の委員のご意見もございましたので、おっしゃっていただいた部分の言葉を、もう一度記録を精査させていただきまして、修正したいと思えますので、よろしく願いいたします。

(部会長)

よろしくお願ひいたします。

他の問題について、ご意見ございませんでしょうか。それでは、次にまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。次の審議事項は、特別支援教育の今後のあり方についてということで、議論の骨子案について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

それでは、「特別支援教育の推進」にかかる議論の骨子案という資料をご覧くださいませでしょうか。これまでいただいた意見を、「抜粋」という形で先ほど報告致しましたが、特別支援教育をテーマとしてまとめるにあたり、さらに「骨子」ということで精粹させていただいた中身が、今お手元の資料となっています。最初の点線で囲んであるところは現状でありまして、現行の教育振興ビジョンの中身と、第四次推進計画まで推進を重ねてきた間の状況の変化をまとめさせていただきました。特別支援教育の制度改正と共に対象となる障がいのある児童生徒が増加しているということや、現行ビジョンに掲げられた施策方向に沿って、現在進めている取組の内容をお示ししてあります。また今回ご審議をお願いしました主な論点としては、次の点線で囲ったところ、6項目でございます。1つは「特別支援教育は基本的に、どのような方向を目指すべきか」というご審議をしていただきました。それから2つ目ですが、「幼稚園における特別支援教育はいかにあるべきか」。3つ目は「小中学校における特別支援教育はいかにあるべきか」。4つ目は「高等学校における特別支援教育はいかにあるべきか」。それから5つ目は「特別支援学校はいかにあるべきか」。それから最後の6つ目は「特別支援教育においてキャリア教育、就労支援はいかにあるべきか」。こういった論点からご意見をいただきました。

最初は、課題を中心にたくさん出していただきました。次の3ページ、4ページのところをご覧くださいませと、(1) から (4) の4項目でございます。「特別支援教育全般に関する課題認識」、それから2番目は「特別支援学校のあり方等に関する課題認識」、4ページでは「幼稚園、小中、高等学校の特別支援教育に関する課題認識」、4つ目は「教員の資質に関する課題認識」を挙げていただきました。特に全般にわたるところでは、全体を見渡す意見を多く出していただきました。学校種別や教育の形態はさまざまありますが、総合的に検討していく必要がある」というご意見や、社会的なノーマライゼーションの理念実現のためにはいかにあるべきかという視点からもご意見をいただきました。また、それと現行体制との関わりに関するご意見や、専門機関との連携に関するご意見等もいただきました。

また5ページからのところですが、「今後の基本的な取組方向」としてのご意見もいただきました。1番の基本的な考え方から、10番の寄宿舎のあり方に至るまで、広範なご意見をいただきました。基本的な考え方については、これからの時代の流れや今の教育制度の中で、障がいのある子どもたちへの教育課題をどのように整理するべきかという観点からのご意見。各学校における体制の整備については、特別支援教育コーディネーターの役割の重要性と、今後の体制整備に関するご意見や、市と県の役割とその連携のあり方等に関するご意見。就学前からの支援体制については、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携を、一貫した支援として捉えて、適正に図るべきというご意見。そういう支援のためのツールとして、個別の教育支援計画を十分に活用する必要があるということ。地域で生きるということについては、生きる力の補強するための周囲の関わり方も必要というご意見も、いただきました。また7ページ、8ページのところでは、個に応じた教育の推進のためには、個別の指導計画や、個別の教育支援計画の十分な活用が必要、高等学校の入学選抜における受検の配慮等も必要などのご意見をいただきました。特別支援学校についてはさまざまご意見をいただきまして、センター的な機能については、一層発揮する必要がある。全体の整備計画については、「速やかに策定し、それに基づく適切な対応に努める必要がある」というご意見をいただきました。次の進路指導の充実のところですが、体系的なキャリア教育の推進を中心にご意見をいただきました。特に産業面での新しい雇用を生み出すところについては、関係機関や大学との連携の重要性に関するご意見をいただきました。特に特別支援学校の中で、(7) 番の盲学校、聾学校については、旧来の制度では盲・聾学校、あるいは盲学校・聾学校という、そういうカテゴリーの中で論じられることが多かったのですが、それぞれ独自の学校教育を持っているところがあり、その特徴と今後の課題を明らかにする必要があるという観点から、それぞれの課題や今後の方向性を、そこに載せさせていただきました。交流及び共同学習の推進については、相互理解を深める、今後共生社会の実現のための基盤を作るためにも有益であるという考え方を踏まえ、たくさんご意見をいただきました。また(9) 番の教員の資質向上については、子どもたちの実態を正しく見て、それを

今後教育方針の中で保護者と共通理解できる力を持つ必要があるという趣旨のご意見をいただきました。(10)番の寄宿舍のあり方については、根本的にその果たす目的とあり方について、議論する必要があるとの観点から、特に特別支援学校が社会性の育成という基本理念に立って、今持っている資源である寄宿舍をどのように経営していくのかについて、ご議論いただきました。最後は全体を見渡していただいたご意見を、「その他の留意点」として書かせていただきました。理念が先行しがち、具体的な方策を充分織り込む必要がある、現場が元気になるような支援策を盛り込むべき等のご意見をいただいております。

以上、これまで議論いただきました骨子をまとめさせていただきましたので、これにつきまして、ご審議をよろしくお願ひしたいと思います。ここでいただくご意見を基に、今月の25日に予定されております教育改革推進会議の本会議に出していくという流れですので、活発なご審議を、よろしくお願ひします。

(部会長)

今骨子案についてご説明いただきました。幅広くご意見をいただけたらありがたいと思っております。非常に多方面にわたりますので、分けていくのが良いかと思うんですが、よろしいでしょうか。まず1ページ、2ページ目、現状それから主な論点と書いてある辺りで、何かご質問等ございませんでしょうか。

(委員)

そこに入る前に、全体でよろしいですか。

前回の時の骨子案は、基本的な考え方で、2番が大きな今後の方向性ということだったと思うんですが、今回課題認識が一番に来て、それから今後の基本的な取組の方向となっているんですが、こういうスタイルに変えられた意味。それから最近のビジョンとかプランは、理念と方向性と、それを実現するための方法論を書くというスタイルが定着してきたかと思ひます。それを書かないと、以前の会議と同じ議論の繰り返しになるのではないかということも、何人かの方がおっしゃっていただいたと思ひます。その辺をどう考えるか。全体の話でお願いします。

(部会長)

今後の特別支援教育のあり方を考えていく上で、全体のデザインが非常に大事で、それがあると非常に理解しやすく説得力もあるというご意見だったと思うんですが、このことについてどうでしょうか。

(事務局)

今のご質問に対して、回答させていただきます。

前回の部会に提出させていただいた議論の骨子案は、かなり凝縮された、ほぼ完成に近いような形式でございました。主語も教育委員会になっておりまして、最終的にビジョンに書いていくような形にしておりましたが、実際その辺のことを決めていくのは本会議の方で、もう少し議論してからということ。みなさんのご意見をしっかりと受け止めて、主語を部会の方におき、「教育委員会はこうあるべきだ」というような形に直して本会議にかけ、本会議のみなさんの意見も集約して、最終的にビジョンの形にしていきたいということで、第2部会、第3部会もそういう形を取ろうとしています。第1部会もそれに合わせて、みなさんの議論をしっかりと受け止めて再構成し、本会議にかけて決めていくという形に、少し修正させていただいたということでご理解いただきたいと思います。いただいたご意見を、前回よりたくさん骨子案の中に盛り込んで、再構成してあるとご理解いただきたいと思います。これが全てビジョンに載る訳ではありませんけれども、これを積み上げて、その中からエキスを抽出して、最終的にビジョンにしていけたらという考えです。

まずビジョンについては、10年後を見据えた大きな方向性を出すことが大事で、その議論をしていただいていると解釈しています。その大きな流れが出た段階で、その10年先の方向性を見据えて、この5年間は何をしていくのかという具体的なところは、最後「推進計画」と呼ぶのか、呼び方はまだ決まっていますが、その段階で十分に盛り込めるものではないかと思ひます。今の段階で、5年間これから何をやるかという具体的なものが必ずしも出ている必要はないと思ひます。

(委員)

最後3番に、その他の留意点としか書かれてない訳ですね。敢えてこういったことを書くのであれば、10年スパン、あるいは5年の実施計画として、実現するために例えば、特別支援コーディネーターの成果と検証とか、研修体系の問題とか、課題を方向付けていくものをもっと書いていただければという意見です。よろしくお願ひしたいと思います。

(部会長)

他に全般についての観点から、何かご意見ございませんか。よろしいですか。

それでは次のページから、少し時間をかけていきたいと思います。

(委員)

2ページの主な論点のところ、「小中学校、高等学校における特別支援教育」とあり、括弧書きで「個別の支援計画」があがっていますが、それぞれの段階でどのように検証がしてあるのかなと思います。こうやって段階ごとに分けるのなら、「個別の指導計画」も取り上げるべきだと思います。「支援計画」もちろんだ大事ですが、「指導計画」を含めて検証する必要があるのではないかと思います。

(事務局)

「個別の指導計画」は個別のそれぞれのプログラムで、それを移行していくために立てる全体を見渡した計画が「個別の教育支援計画」です。「指導計画」も含むという解釈から「教育支援計画」を載せさせていただきましたので、ご理解いただければと思います。いただきましたご意見は、検討させていただきたいと思います。

(部会長)

それでは次に行きたいと思います。課題認識というところについて、ご討議をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。ございませんか。

それではその次、今後の基本的な取組方向について、ご論議をお願いしたいと思います。

(委員)

前回議論の骨子の中でも、基本的な考えの中に、「ノーマライゼーション」とか「インクルーシブ」とか含めて、「障がい者の権利条約」とか、「共生社会」ということが出ていたと思うんですけども、この文言がどの部分にも見あたらないように思います。内閣府で「障がい者制度改革推進会議」を立ち上げ、12日から本格的にスタートいたしました。その中では、共生教育のことなど教育分野の24条関係の批准に向けて、相当踏み込んだ議論となっていますので、5年、10年を見据えるのであれば、そういったことを盛り込む必要があるんじゃないかと思います。

(事務局)

「ノーマライゼーション」や「共生社会を目指す」という方向性については、全体の意向をそのままそこに含ませていただきました。しかし政権交代等もあり、今おっしゃっていただきましたように、まさに今動いているところです。ここでの審議がどのような議決を迎えるか、また現行の法制度の中でこういった整備が行われるかについては、まだまだ慎重に見極める必要があります。今後目指すべきゴールの方向性は、こうしたことを十分に踏まえさせていただくということでご理解いただきたいと思います。また、現在ある教育機関や教育制度について、それを極端な形に変えてお示しすることは、現状では馴染みにくいところもありますので、両方の立場、観点からのご意見を、列挙させていただきました。

(委員)

「障がい者制度改革推進会議」の12日の議論の進め方について、例えばこういうことが書かれているんです。「障がいに基づく分類制度の廃止についてどう考えるか」、それから「学籍統合についてどう考えるか」、「選択権の保障についてどう考えるか」というように、就学先決定の仕組みを、論点の第一番に持ってきています。実は自立支援法の廃止に絡んで福祉分野も検討していますが、相当踏み込んだ議論がされているという認識を、私たちは持つべきだと思いますので、参考に申し上げておきます。

(委員)

資料を読んでいて一つ気付くところがあります。当然のことですが、この文章はどうしても障がい者を主たる教育対象ととらえて作られていますよね。ところがもう一つ、障がい者をきちんと受け入れて、皆と一緒に生活をしていく社会を作るという目標が、一番向こうになければいけないはずなんです。それがこの文章からはあまり見えてこないと感じます。やはり教育の場で、小さいときから障がいのある子どもたちと一緒に学ぶことにより、全ての子どもたちにその子どもを支援していく素養を教えていく、そういう学校、環境というのがあって初めて、障がいのある子どもたちが大人になってからでもその人たちを受け入れていく社会が実現できると、私は思うんです。しかし今ここには、「障がい者の人たちを一生懸命支援して、その人たちを何とかしよう」ということは書いてあるんですが、普通一般の人たちの啓発に関する考え方が、不明確に感じます。それをずっと遡って見ていくと、「社会をどうするんだ」というところが抜けていると感じる訳です。

障がい者の人たちが生きやすく、生き生きと自分の生きがいを見つけて生きていける社会づくりの一つの要素として、特別支援教育というものがあると私は思うんですよ。その辺が大前提としてなければいけないのに、どうもないと感じたものですから、もしどちらかに明確に書いてあれば教えていただきたいと思います。その辺いかがでしょうか。

(部会長)

議論の中ではあったように記憶しているんですが、大きく取り上げてここに書かれていないというのは確かだと思います。このことに、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

7ページの下から3つ目の が、今おっしゃったことにも繋がってくるかなという気がするんです。今おっしゃることは、私も非常に大事なことだと思います。学校が、障がいのある子どもたちに対しての教育的支援をどうするかということは、当面は障がいのある子どもに目を向けた「どのように支援したら良いか」「どういう支援ができるか」「どうあるべきか」という形が中心になっていますけれども、学校や教育そのものがどういうことを目指すべきであるのかという、教育の原点みたいなものを踏まえて、そこにいつも戻りながら考えていくという視点が非常に大事だろうと私は認識しています。幼児期のことで「生きる力」を敢えて使わせていただきましたけれども、これは国の中教審答申で10年以上前に強く打ち出された理念なんです、今でも基本的にしっかり押さえていくべきだと思います。それも、「何ができる」という能力や資質、頭脳という部分ともう一つ、自分自身が「心が落ち着ける」「愛おしく思える」「世の中がすごく居心地が良い」という内面的な部分もきちっと押さえた上で、特別支援のあり方について考えていく一つの拠り所にしていく必要があると思います。それは障がいのあるなしに関わらず、非常に大事なところだろうという認識の元で発言しましたので、その辺りも頭に入れていただくとありがたいなと思います。

(委員)

私が申し上げたいのは、障がいのある子どもではなしに、一般の子どもたちが、幼い時から「世の中にはさまざまな人たちがいる」ということを受け止め、その中で教員はその子どもたちに「助けるべきところは助けて、一緒にしていこう」とするような社会性を持たすべきだということです。この文章は、障がいのある子どもたちにはきちんと向いているんですけども、一般の子どもたちに対することは、明確にはどこにも書いてないので、そういうことも一方で入れておいた方が、全体的な社会が目指す方向性としては正しいのではないかと、ということです。

(委員)

了解しました。まさにおっしゃる通りだと思うんです。まずそこにかげがえのない命を持った一人の子ども、一人の人間がいます。その人が自分の中に持ち合わせているもの、与えられたいろんなものもっと開花するためにはどうあったら良いのか、という視点のおき方が広く伝わっていかないといけないという気がするんですよ。それは障がいがあるとかないとか、大人とか子どもとか関係なしに、基本的にそこが出発点じゃないかなという気がするんです。現実を目を向けると、障がいがあると、そのためにいろいろな課題に直面したり、困る状況に追いやられたりということがあったりします。健常と言われている子どもたちでも、みんな個人差があるので、それぞれが自分で持っているものを上手く引き出せるような状況に置かれているとは限らないと思うんですよ。だから、かけがえのない命を持った一人の子どもがいるというところを、まずスタート点にして、「この世の中をどういう部分に持ってくるのか」、「学校教育の中でどうあったら良いのか」、「子どもに対して教師はどうやっていったら良いのか」など、いろんなことを考えていくことになるかなと、私は考えているんです。

(委員)

私の場合専門家じゃないので、具体的なイメージでお話するしかないんですけども、例えば津駅に車イスに乗った人が来た時に、何人がパッと集まって、ずっとみんなを持ち上げる、というようなことが苦もなくできる社会になれば、こんな素晴らしいことはないと思うんです。ただそれをやるためには、幼いときから教育をしていかないと、そういう社会にはならないだろうと思うんです。障がいのある子どもたちを教育していくという観点とともに、そこら辺の認識も一方でこの中に入れていただくと良いのではと思います。具体的に書いて欲しいというのではなく、私の考え方が間違っているかどうかを確かめるために、みなさんにご意見を伺いたいと思いました。ただ、自分の子どもが「それが本当に今できるのか」と言われると、できないだろうと思う訳ですよ。できるかも分かりませんし、彼は怒るかも分かりませんが、ただ、多くの子どもたちが、それをすんなりとできるような社会になったら、もう一つ素晴らしいことだと思うので、

意見として言わせていただきました。

(委員)

かなり基本的な部分だと思います。かけがえのない人の力をどう引き出すかということは、大賛成です。今は障がいの定義というの、「本人をどうしていくか」という医療モデルから「社会全体をどうしていくか」という社会モデルへという、流れがあるんですね。「権利条約」でも明らかに社会モデルを中心にして、本人を変えるのではなく、周りがどう変わるか、変えるかという視点になっていて、障がい者問題というのは、実は障がいのない人の問題であると捉えています。おっしゃられたように小さい、頭の柔らかいうちから接することによって、大人になって頭で考えるのではなく自然に接することができるので、私も「共生社会の実現」とかを入れていただくと良いのではないかと思います。「ノーマライゼーション」というのは、「全ての人が世の中の構成員である」というのが本来の意味なんですよ。障がい者の生活を健常者の生活に近づけるというだけじゃないんですよ。そこを福祉の方も随分強調していますので、是非同じようなスタンスで教育分野も書いていただければという意見です。

(部会長)

特別支援教育について、「共生社会」「ノーマライゼーション」を基本的な考え方、共通の認識と捉えたうえで、障がいのある子どもたちの支援・教育という点にウェイトをおいて議論してきたかと思えます。「共生社会」「ノーマライゼーション」の理念を社会の中に実現していくのだという視点での議論は少なかったのかもしれませんが。今回委員の皆様からその点について貴重なご意見を追加していただきました。是非この点を「議論の骨子」に反映させていただきたいと思えます。

他にこの問題についてご意見はございませんでしょうか。

(委員)

この部会で話し合ったことを、そのまま全部羅列してもらってある形になっていますが、一般人は「議論の骨子」として読む訳ですね。その中で、共通理解を図ったのかということ、個々の表現の中で引かかる部分があるので、公にする場合はその辺のことをきちっと誤解のないような形でまとめていただく必要があると思えます。例えば5ページに、「発達障がい児の指導法等を修得した教員が配置されれば、みんな地域で生活できる」とありますが、「配置されれば生活できるのか」と少々疑問に思えます。議論の中の一つの意見であって、この部会の中で意見をまとめた訳ではないですから、誤解されるのではないかと感じます。6ページには「厳しく鍛えることも大切である」とありますが、それも分からない訳でもないけれども、誤解を招くのではないかと思います。どこかで「委員の意見をまとめたものである」と分かるようにした方が、誤解を招かないのではないのでしょうか。大きく「議論の骨子」とされてしまうと、共通理解を図ったように誤解されて困ると思えます。表現の仕方について、一考していただけるとありがたいと思えます。

(委員)

この部会は、「全体的な教育をどう改革するか」という大きなテーマの中で、特別支援教育に集中している訳ですよ。何回か会議に出させてもらうと、「教育はこうあるべき」ということについては、誰が考えてもおかしくない議論がされているんです。ただそれが絵に描いた餅で、具体的に「障がいがあるからといって、なんで1時間半かけてバスで遠いところに行かなきゃいけないのか」というところは何も変わらなくきている訳ですよ。今回の教育改革推進会議の中では、より具体的なところで、「本来の理念を踏まえて改革をするんだ」ということを出してもらわないと、いつも同じパターンの繰り返しになると思うんです。より具体的な「こういうふうにしていくんだ」という積極的なところを盛り込んでもらわないと、5年後も10年後もそのまま行くんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。先ほどの「理念」とか、「教育はこうあるべき」とか、「それぞれがみんな補い合って社会を作る」とって当たり前のことで、何回も繰り返されているんですけど、でも具体的に実施する時には、総論賛成、各論はなかなか難しい。「予算がない」とかの理由で、今までできている訳ですよ。そこを今回の会議で、より踏み込んだものを出していただきたいと思えます。

(事務局)

たくさんのご意見ありがとうございます。

最初の「現状」というところに、これまでの議論もお示ししています。実はこれが10年前にご議論いただいた中身で、これまで実施計画に基づいて進めてきました。特別支援教育が変わっていく前の段階で、既にその先駆けになるような、他府県にはない項目をいくつか盛り込んだところもあります。そのうちの一つは、最初の1ページの「現在行っている主な取組」の3番目の項目です。就学の弾力化と就学相談の充実という点については、現行ビジョンの中に、非常に踏み込んだ先進

的な内容を書いてあります。先ほどの委員がおっしゃっていただいた「合理的配慮」、「ご本人の意思の表明権をどのように大切にするのか」、「自分の意思をどのように聞き取るのか」についても、市町の教育委員会において、これまでも可能な限り相談を重ね、子どもたちに合った教育の場をどのように作っていくのか、県も一緒に審議をし、実施を進めてきました。地域の学校に特別支援学級が多いことも本県の特徴です。また多くの課題については、相談機能の中で解決を図ってきた経緯もあります。先進性のある現行ビジョンを踏まえ、さらに先を見通したというところで、基本的な考え方に問題はないと考えています。具体案については、「ノーマライゼーション」や「共生社会」を目指すという基本的理念を十分に踏まえた上で、現在の取組を5年10年のスパンでどう充実させていくかであると捉えています。これまでの実績をご理解いただき、これからのことについて、ご意見をいただければありがたいところです。

(部会長)

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは次の「寄宿舎のあり方」に行きたいと思います。ご意見はございませんでしょうか。

(委員)

寄宿舎のあり方については前回、第一に「通学の距離の問題」、それから「生活の支援という部分は、教育の中でできることをまた別に考えていくということ」が確認されたと思うんです。そのことと、今ある寄宿舎をどうするかということをきちんと示していかないといけないと思います。今、寄宿舎は随分いろんなことをされていて、その機能が有効な訳ですよ。無効だったら簡単にずっと切れるんですが、有効なことをどうしたら切り捨てずに済むかというのを、きちんと盛り込んでいただかないと、混乱すると思いますね。それから寄宿舎の職員体制と学校の教育体制の連携がどうなのかという、そこら辺ですよ。それから各学校にある訳ではなくて、ある部分に偏在していますよね。そこははっきり一つの指針を出さないと、いつまでも同じですよ。

これを読むと、何か切り捨てられなくて、「現状全てよし」になっていますよね。でも時代の流れで寄宿舎の機能が変わってきたところで、新たに「寄宿舎にこんな良いところがある」ということをはっきりとさせて、どのように保障していくかというのを出不ないと、みなさん不安になるんじゃないでしょうかね。

(委員)

今言われたことにも絡むんですが、最初に議論の骨子のスタイルの問題と実現をするための具体策についてご質問した時に、そのスタイルを変えた意味と5年の実施計画というお話をいただいたと思うんです。確かに、5年の実施計画や具体的施策とか事業ベースに落とすことまでは、しなくても良いと思うんです。しかし、先ほど出ました、寄宿舎にかかる福祉や教育の役割分担とか、そういう施策事業が織り込まれるような形を実現するためのレベルはここで書かないと、意味がないと思います。私も前から委員をさせてもらっていますけれども、理念の議論は一緒の方向に行くんですよ。だけどその次に行っていないというところがあるんですね。それは例えば「特別支援教育コーディネーターの成果と検証、活動の実態把握をきちんとやる」とか、「寄宿舎の福祉・教育の役割分担」とか、それから職員の資質の向上についても、「研修形態・研修計画をどういう視点からどういう見直しをしていくのか」とか、さまざまあると思うんですよ。こういう理念・方向の中で実現するために方法論、あらゆる方法論を書かないと、結局はまた理念・方向倒れになるという感想を持っています。事業・施策に落とすのは次の段階で、5年実施計画でも良いと思うんですけど、その前に実現するための方法論のレベルのことをやっていただくと、相当実のあるものになるんじゃないかと思っています。

(部会長)

他に、このことに関して、ご意見ございませんでしょうか。この寄宿舎については、また次の第二次実施計画のところでも出てきますので、またそこでもう少し詰めた議論をしていただきたいと思います。

(山口副教育長)

事務局として特別支援学級や特別支援学校のあり方を考えたとき、10年先を見据えるとなると「共生社会」ということで、障がいのある子どもたちを地域の中で学ばせることになり、東紀州など地域から要望されて、第二次実施計画でこれから我々が特別支援学校を整備していこうということと、どう整合性を取るのかというのが、非常に難しいなと感じています。もう一つ、寄宿舎のあり方については、「生活の場であるとともに教育の場である」という言い方で、両論に立っている訳ですね。教育の色合いが濃いんだけど、生活の場ということで行くのか、そのウェイトのかけ

方ですね。生活自立のための訓練の場だという意見もあれば、教育的な機能を持つという意見もあって、部会でいろんな意見をいただいたんですけども、どちらがどうなのかなと思います。事務局としては実施計画に落とし込まなきゃいけない訳ですから、最後の最後になったら「えいや」ってやらなきゃならない訳ですよ。特別支援学校を増やしていくのか、あるいは地域の小学校でみんなの中で共に生きていくのか、その辺りのスタンスの取り方が非常に難しい感じがするんです。委員の方々の意見を聞いていても二つに分かれているようで、そういう辺りがまだ気になっているんですが、みなさんはもう落ち着いているんですか。委員さん方はその2点、どんなものでしょうかね。

(委員)

そこは大切なところだと思うんです。私としては、理想はそんなに地区を離れて教育を受けるべきではないと思っています。理想は実現しない限り「絵に描いた餅」なので、実現をするための「方針」になってないといけません。「共生社会」が絵に描いた餅だったら、降るさなければいけないと思うんです。初めに養護学校を作る時に、そこにどれだけ集まってくるか未知数だったから、一箇所になりましたよね。だけどこれだけ特別な、共通して配慮しなくてはいけない人が多くなったら、「共生社会」を実現するためにも地域に返していけば良いと思うんです。

(山口副教育長)

でも高等部の部分では、「社会性の育成のために集めてやった方が良いんじゃないか」というご意見もありましたよね。

(委員)

今いる子を見れば、それが必要だということが見えてきているということで、地域でそれができないという訳ではないんですよ。例えば1対1じゃなくて、ある程度の集団で見るような高等部の役割をきちっと担っていくところが、地域の中でできたら、必ずできる訳です。就労の支援も地域と結び付けばできる訳です。そこまで見据えてやらないといけません。寄宿舍も施設と一緒にですよ。施設はどんどん大きくしていったけど、解体して地域で生活するようになった訳じゃないですか。「人として当たり前生活をするため」ということを、理念として上げたら、そうなった訳ですね。だから寄宿舍も、教育の中に欠けていたものを突きつけたと思うんです。仕方なく家から離れてやってみたら、教育の中でもそういう部分が必要で、そこをやれば子どもたちが伸びるんだということが分かったんだと思うんです。ただそれを寄宿舍という形でやったから「寄宿舍が要るんだ」というんじゃないくて、寄宿舍が無くても教育の中でその部分ができたら、寄宿舍は要らないんです。しかし実際問題として、地域が過疎化していますよね。そこで先生が1対1で子どもを教えるても何ともならなくて統合していく訳じゃないですか。また統合の程度も、ある程度の統合だったら地域で生活できるけれども、大統合すると今ようになってくる訳ですよ。そこを振り返って思うと、本来の理想があるんだけど、実現するための目標として行き過ぎたら戻れば良いだけのことなんだと思いますよ。高校も義務教育みたいになっているから、子どもたちが通う距離に、ある程度人数を保障するような高等部が、地域にちゃんとあればやっていけるんだと思うんです。今困ることは、現実の課題に対応していかなければいけないということですが、そうであってもその困る先は必ず理想の目標に向かないと、意味がないと思います。理想は理想で置いておくと、いつまでも予算がないという話になりますので。

(委員)

今のご意見と同じようなトーンで申し上げます。副教育長の言われた整合性の問題ですけども、これは福祉関係も「施設」と「地域」の対立とか、2項対立で見ないということが重要ですよ。本来「共生社会」なり「将来の大きなゴールとか理想」に向かいながら、今を引き受けざるを得ない部分はあると思うんですよ。今を引き受けるということを同時に考えながら、将来の共生社会を見据えていく。そうでないと、今を引き受けるだけでは、目先の対応のみで終わってしまいます。だから福祉も「入所施設を作らない」という国の方向で今やっていますけれども、やっぱり入所施設の役割はあるということをきちっと捉えています。あり方等を含めて施設と地域を対立関係に見ないということが大事だと思います。「できるだけグループホーム、ケアホームとか小さな単位で」と言っていますが、施設の役割は充分ある訳でありますから、その中での整合性を考えるということだと思います。対立してどちらか片方を否定する、施設解体するというような議論をするのではなく、将来を見据えながら今を引き受けるというのであれば、それで良いと思うんです。

(山口副教育長)

今日の前に居る子の問題を解決するために、施設解体ではなく、経営資源を投入する訳ですよ。

それが10年先になったら、「非常に無駄なことをやっていたんじゃないか」という批判があり得る訳ですよ。だから県では「施設・設備の有効活用をやるよ」というように、今方向を目指している訳です。でも、そうしようと思うと「施設はもっと立派な物を作って欲しい」という話が出たりして、ある程度ハレーションが起こる。

(委員)

だからゴールを見据えながら、ソフト面も視野に入れ、今を引き受けるための柔軟な対応を考えるのが、効果的でしょう。

(山口副教育長)

施設・設備だけだったら良いんですが、そこに人的資源が入る。そうすると特別支援学級へ人を貼り付けた方が良いのか、特別支援学校へより貼り付けた方が良いのかという選択になってくる。教育委員会全体を見ると、外国人児童生徒とかいっぱい課題がある訳ですね。そういう中で、いろんな団体から、いろんな要求があって、今居る子どもの課題に向き合わなきゃいけない訳ですよ。目指す方向が「2項対立ではない」というのはよく分かっているんです。みなさんにちょっとずつ我慢してもらいながら、どうやって上手く人的資源の配分ができるのかという問題です。そこが今までのこの議論で集約されたのかなと心配になったんですね。

(委員)

10年後というゴールを明確にして、そこに向かっていく間は、各団体とかいろんな人たちというのは、それぞれの主張をされますから、きっと誰も満足しないと思うんですよ。そこに投入する経営資源も限られていますから、これはどんなすごい人がやってもそうなると思います。だからこそ逆に、10年後のビジョン、ゴールを明確に定めて、それぞれの方々に明確に説明して理解を得る。納得はしてもらえなくても、理解を得る努力をしなければいけないと思うんですよ。その上でどこを落としどころにするのか、毎年探っていく方法しかないのではなからうかなと思います。湯水のようにお金があるんだったら何でもできるんですが、それはできないということです。教育委員会として、それぞれの代表者の方々にご理解をいただく努力をしていくしかないのかな、という気がするんです。ですから、特別支援学級にお金を入れる年もあれば、「いや違うよ」という年もあれば、その時々によっていろいろあると思うんです。それがさまざまな方々に説明がいくものであれば、良いのではなからうかなと思います。

(委員)

いろんなことをする時、絶対不満が出るじゃないですか。目の前の人の不満に振り回されると、絶対良いものがないでしょう。本当に。障がい児学級もそうですけど、お母さんたちが「自分の子を見て欲しい」「1体1で付けて欲しい」と言われますが、1対1で付くマイナスもあるじゃないですか。「1対1で付けてこうなったら、こうなったらここがこうマイナスだから、これは良いようにこうしましょうね」と、やったことの評価をきちっと返していかないと、それを言われるままに満足するままに行っていると、絶対に横道に逸れていくんです。だから批判に対してでも「こうあるべき」というところは大切に、だから理念はずごく大切なんですよ。理念って変わってないと思うんですよ。「そのために今ここまで来た。こうやったけども、このやり方ではうまくいかなかった。だから私たちはそれを解決するためにこれをやる」というようにすれば、みなさん納得していく訳ですよ。三重県の教育内容も、30年前と比べてすごく進歩しているんです。そういうものをきちっと返してあげれば、納得される訳ですよ。養護学校ができた時に教育が保障されて、それに対してやり方に批判があったけれども、批判に耐えながら変わっていった特別支援教育だったと思うんですよ。でもその間を耐えていかなければしょうがない。誰も「100%良い」なんて言ってくれる案はないですよ。教育委員会にたくましさを持って欲しいなと思います。

(松坂総括室長)

特別支援学校を作らないというのは、一つの共生社会のあり方だと思います。例えば東紀州の特別支援学校をクローズする方向で、批判に耐えて「新たな施設整備は行わない」というのも、一つの見解だとは思っています。「共生社会」を目指す上で、もしそういう方向が正しいならば、それはそれでやっていかざるを得ないのかなと思います。行政的に今自分が置かれている立場からすると、やっぱり作った方が良いのかなと思うんですが、ただ10年後のあり方がもし本当に「共生社会」になるならば、この際「新しいものは止めます」という言い方もできるのかなと思います。本当はインクルーシブが障がい児にとっても望ましいのに、これまでの感覚で作ろうとしていて、みなさんが本当は「要らない」と思っているのに、「県が言うからしょうがないな」ということになってはよろしくないのかなと思います。その部分をもう一度お聞かせいただきたいと思っています。

(委員)

特別支援教育になった時点で、今までのそういう隘路というのは、私は少し解消しつつあると思っています。特別支援教育は「全ての子のニーズに応じた教育」なので、発達障がいのない子どもさんと、発達障がいのある子どもさんではニーズは違う訳ですよ。そこに応じるという理念を出しましたので、今は特別支援学校という形ですけれども、特別支援教育を箱物ではなくて内容で実践して、地域の特別支援教育が充実してうまくいけば、自然に特別支援学校に行く人が少なくなっていくと思うんです。今おっしゃるようなことをすると、地域の特別支援教育がまだ充実せず、質が上がっていないので、プーイングが来て、どんどん特別支援学校の高等部に行く訳です。足元をしっかりとしていけば、必ずうまくいきますが、足元がしっかりしないもの、特別にその辺で作ったものは下に落ちていくと思っているんです。老人の問題は老人がはっきりおっしゃるので、老人ホームが変わっていったんですよ。だけど障がいのある人たちは言わないので、結局周りが推測して、周りの都合の良いようにしかできてこなかったと思っているんです。代弁できる人たちが、的確な代弁をしなきゃいけない。

(松坂総括室長)

本人ではなくて周りの都合で進めてきたのが今の状態だとすると、それはできるだけ解消していく方が良いということではないでしょうか。それは当事者ではないので、いろんな人がいろいろと推測をするんですが、今の特別支援学校については、行政としては結構頑張ってやっているつもりですし、一人ひとりのニーズに即してやっていて、かなり努力もしている状態で、本人の満足のために良い方法がこれだと思ってやっています。それがそうでもないということであれば、ある程度過渡的には大変かもしれませんが、特別支援学校の整備は棚上げするという選択もある。棚上げするためには足元をしっかりとなくちゃいけない。足元をしっかりとするにはどういう方策が必要かということセットで考えていくことになりませんが、新たな施設設備に固執する訳ではないですから、その分の原資はまた確保できる訳です。一つの考え方であると思います。

(委員)

どうして特別支援学校がいろんなことをやって変わってきているかということ、たくさんの先生たちが居る訳です。子どもさんに応じた先生たちが居る訳です。地域の特別支援教育がどうして困るかと言うと、1対1ぐらいで先生一人しかいなくて、その先生の力量に頼ってしまう。その先生が6人集まると、また違う教育ができるはずですよ。そういうことが、地域の特別支援教育では保障されていないですよ。

(松坂総括室長)

よりベターなものとして、複数の学校の中に特別支援学級があるという状態を、イメージされているのでしょうか。

(委員)

これだけ特別支援教育のニーズがあって、対象となる子どもたちが6.3%ぐらい通常の学級に居て、なおかつ特別支援学級に居る訳でしょ。その子たちが随時受けられるような、特別支援教育ができる先生が居れば、その地域の学校の中でグループができるはずなんです。

(松坂総括室長)

「地域の」ということは各学校全てにということですか。

(委員)

各学校にということですよ。そこが充実すれば、どんなに重度の子でも、特別支援学校まで行かずに学ぶことができると私は思っているんです。これは理想論ですよ。実現するまでには段階がすごくたくさんあるんですけど、一步一步積み上げていけば共生社会はできると思っているんです。

(松坂総括室長)

私もそれはそう思っているんです。

(委員)

思っているんですけれども、おっしゃるみたいに目先のことに囚われて、「この人が言うからこうしよう」としたら、絶対にうまくいかないですね。

(委員)

理想は理想として、特別支援学級というのはやっぱり必要なんですか。全部通常の学級に行って、その子たちをその時に応じて取り出して、ソーシャルワーカーも居てという形でやっていくのが一番理想なんじゃないかなと、私自身は思うんですけれども。

(委員)

本当に根幹にかかる議論を活発にしてもらってあると思うんです。この議論の骨子をどうやってつなげていくかが、やはり難しいことじゃないかなと思うんですけれども、それがないとせっかく議論したことも、その時の話だけで終わってしまいます。何らかの前進するものが欲しいなと思います。先ほど委員がおっしゃってくれたように、三重県の特別支援教育そのものは、かなり進歩したと思うんです。しかし国が特別支援教育と大きく打ち出したので、今後三重県はどういうシフトを打ち立てていくのか。大きくチェンジするのか。その辺のことを考えて、根本には子どもや該当の先生方、学校のニーズに応じた形にしなければならないけれども、自分自身のことは分かって、全体のことが分からないということがあるので、県としてリーダーシップを発揮しながら、方向性を見つけていかなければいけないのではないかと思います。

今の特別支援教育は、特別支援学校の教師や、小中においては特別支援学級の担任だけが対象の子どもを見るということではなく、全般的な学校全体の中で見ていこうという流れだと思います。私も昔、特別支援フォーラムに参加させてもらった中で、関東なんかはかなり早くからこういう流れに変えていこうということで、特別支援学級を極力減らして、通級指導を主体にやっていこうという流れになっていました。三重県には三重県のやり方がある訳ですから、こういう反省を踏まえながら、県としてどうシフトを変えていくのか、あるいは変えないのか、その辺を明確にしていく必要があると思います。また、それが現場に受け入れてもらえることも重要であると思います。現場として取り組まなければならないことがあるとしたら、そのためにみんなが同じ方向で動かないといけないという気がします。

特別支援教育について、特別な支援を要する子だけを別扱いするんじゃなくて、みんな同じ扱いをするということを基本に据えながら、将来を見据えてどういう方向にするのかを考える必要があります。しかし、当面のことをどうしてもやっていかなければならない。この辺のことをよく分かるようにしていかないと、小中学校では「特別支援学級を作ってくれ、作ってくれ」という要望も大変多いと思います。しかし、それだけで今の目指している特別支援教育がクリアできるかということ、そうではないことも多々あると思います。三重県としてどういう形にするのかという根本のことをきっちり踏まえて、ビジョンなり考え方、指針をまずは示し、それを現場に下ろしていただく。そうすると特別支援学校も、学級も納得すると思います。目先のことしか見えていない状態では、根本的なことが、そのまま良いのかどうか判断できない。こうやって議論してもらって、市町のしなければならぬことと、県のしなければならぬことを、もうちょっと明確に一つでも二つでも打ち出してもらったら、ありがたいなと思いました。

(部会長)

特別支援教育の根幹に関わるこれまでの議論を踏まえて、10年先の三重県の特別支援教育のあるべき将来ビジョンを明確化することが肝要であること、また、それを見据えて今直面する課題や問題等への対応を図っていくことが重要であること等、大変有意義なご意見を多数いただきました。

(事務局)

「県としての考え方を打ち出してください」というご意見が多いようなんですけれども、この「議論の骨子」というのは、あくまでもみなさんのご意見をまとめた骨子であって、県の考え方はあまり出さない形でまとめています。みなさんのご意見を踏まえて本会議にこれをかけ、別の部会におられる教育改革推進会議のみなさんの意見も踏まえて、その後に県の考え方もまとめた、教育委員会が主語のビジョン骨子のようなものを、来年度のできるだけ早い時期に全部の分野で打ち出していく予定です。その段階で「あまり県としての姿勢がはっきりしない」ということであれば、こちらもう一度考えさせていただきますけれども、今のこの資料はみなさんのご意見をまとめたものだとご理解いただきたいと思っています。県としては、この中に我々の意図はできるだけ反映させないかたちでまとめた、ということです。

(委員)

こういう会議をすると、私たちは理想を目指したい訳ですよ。そうは言っても、教育委員会としてそれを全部取り入れる訳じゃないでしょ。まずは「理想は共生社会なんだ」ということが、教育委員会と私たちとで共有できないと、何もならないと思うんですよ。「だけど実際できることはここからだ」ということになるでしょうけど、それでも仕方ないと思うんです。できることが一つでもあったら、少しずつ進んで行くじゃないですか。そうしないと会議って空しいと思うんですよ。いかがでしょうか。

(事務局)

今回のまとめ方も、5ページを見ていただきますと、大体みなさんそんなに違うことを言ってみ

えないと捉えています。基本的な考え方が2の(1)にいくつか書いてありますけれども、最初からの4項目はどれも、大体みなさん「共生社会」のことを言われています。特に一番上の丸には1行目から2行目にかけて「共生社会」という言葉を使っております。これを基本にしたいというのは、みなさんの総意だということで、骨子の最初にまとめております。それから丸の5番目、6番目には、「そうは言っても現在の課題には応えねばならない」というようなことも、事実として書かせていただいております。矛盾することではないと思いますので、ビジョンの中では「将来はどのように据えながら現在の課題に対応していく必要がある」というような書きぶりになるのではないかと考えております。

(委員)

部会がまとめたものを全体会議に出して、その中である程度固まった後、もう一度私たちは意見を言う機会はあるのでしょうか。メールでも良いんですけど。

(事務局)

特別支援教育に関しては、この部会での議論は今回が最後だと思っています。あと本会議で詰めていくと考えていますが、必要があればまたご意見をお伺いするなり、来ていただいてご意見をいただくなりということもあり得るかなと考えています。

(部会長)

「議論の骨子」をまとめるうえで、基本的な考え方の議論をしていただきました。特別支援教育の将来のビジョンを踏まえ、かつ、現在の諸課題にも応えていかなければならない、現実には大変複雑で難しい問題が多々あるうかと思いますが、最善を尽くし実行していくことが重要かと思えます。

議論が続きましたので、5分程度の休憩といたしたいと思えます。

(15時08分休憩)

(15時15分再開)

(部会長)

それでは再開をしたいと思えます。

審議事項の2、三重県立特別支援学校整備第二次実施計画案の審議を始めたいと思えます。事務局の方からご説明をお願いします。

(事務局)

それでは別綴じになっております、三重県立特別支援学校整備第二次実施計画案をご覧くださいませでしょうか。先ほどみなさん方がおっしゃってくださった「今を見つめる」という意味でいけば、この実施計画案もこれまでそうした視点からも、随分ご意見を出していただきました。今日は許された時間の中でご審議をお願いしたいと思います。前回の資料からどこが変わったのかを中心に、ご説明したいと思います。

まず1ページ目は、事実関係のところを字句修正させていただきました。例えば「教育振興ビジョン」と書いてありますが、ここは「三重県」を足して、「仮称」という文字を含めて字句修正させていただきました。文末表現も改めております。

2ページをご覧ください。2番の「第二次実施計画の基本方針」のところ、やはり「センター的機能の充実」ということを明記するべきではないかというご意見を基に、書き加えさせていただきました。

それから3ページをご覧くださいませでしょうか。(4)の「複数障がい種別への対応」のところ、適切な表現となるよう、字句を加えさせていただきました。3番の項目の「実施計画期間の取組」(1)の「地域名」については、中勢に属していた一志郡が、松阪と津に分かれて、両方に共通した地域性を有しているということで、「松阪・南勢志摩地域」としていただいたのを、「中勢、松阪・南勢志摩地域」とさせていただきます。また、これまでの玉城わかば学園の状況を踏まえて、「暫定的にプレハブ校舎を整備し、緊急な対応を行う」ということを、書かせていただきました。また地域の実情についていただいたご意見をふまえ、津市の市町村合併による経緯や、校区が入り組んでいることについても、加筆させていただきました。

続きまして4ページをご覧くださいませでしょうか。の「東紀州地域」と、の「その他の地域」という項目ですが、ここが前回の議論で出していただいた意見を表したものです。施設の借用

をしていること、地元の合意も重要であるということ、可能な限り施設の整備を進めるということなど、出していただいた議論の中身を、そこに提示させていただきました。また「その他の地域」についても、特別支援学級の児童生徒が急増している状況を背景として載せさせていただき、今後に影響するところを、示させていただきました。

次に5ページです。盲学校のあり方のところで、2段落目の2行目、これまでは障がいのある方を「全盲の人」と表記していましたが、正しい現在の状況を踏まえた上で「弱視等視覚障がい者」という表記にさせていただきました。の「寄宿舎のあり方」については、入舎生に対し生活指導等を行っていることについてもご意見がありましたので、実績として表記させていただきました。それから最後の6ページです。(1)「第三次実施計画の方向性」の3番の項目、寄宿舎の表記のところ、**「寄宿舎については」という主語を明らかにするとともに、「ソフト・ハード両面の整備の視点から」ということを加筆させていただきました。**以上が前回会議でご審議いただいた素案と、今回お出しした実施計画案の違うところです。どうぞご審議よろしくをお願いします。

(部会長)

それでは第二次実施計画案について、討議をしたいと思います。先ほどに続いて活発な討議をお願いしたいと思います。

(委員)

県立の特別支援学校においては、偏在している状況を解決する努力をしていただいで、心強いんですけれども、特別支援学級設置校の中には、地理的に連携が図りにくい場所がありますので、「連携のさらなる強化」という言葉をどこかに入れられないものかなと考えていました。市町においても、一つの学校に1学級で子どもが一人しかいないというような教育は、さまざまな問題があるんだろうと思ひまして、仲間づくりとしてある程度の集団が要ると私は考えています。「共生、共生」と言いますが、ある部分は特別な配慮がやっぱり要るし、親御さんにとっても同じ話題で悩みを相談する場所も要る訳で、そういう意味でもある程度の集団が要ると思っています。従って特別支援学級設置校が、特別支援学校のセンター的機能を利用しやすいような配置をお願いできたらなと思っています。もう一言言うならば、高等学校に特別支援学級があっても良いのかなという思いも最近少ししてきていまして、三重県の津々浦々にそういう充実した教育が行き渡るような環境を、是非作っていただきたいと思ひます。

(委員)

今のご発言の中で、高校への特別支援学級というお話があったのですが、私の知っている範囲では、法的にはできるようになっていると思ひます。これは先ほどの前半の議論との整合性という部分もあって、私自身も「考えたことがない」とは言いませんが、他所でやっているいろんな実践を見ても、高校の特別支援学級はもう一つ私自身はピンと来ない。ただそれが、例えば小中学校の特別支援学級がなくなって通級、いわゆる国で言う特別支援教室に全てスパッと変わっていけば、当然高校もそういう形で移行していく中で、特別支援学級という括りではない方向に進んでいくのが良いのかなとおぼろげながら考えています。しかし、今三重県の高校に特別支援学級を作っていくという動きを作るかどうかということになると、まだちょっとピンと来ないんですけど、みなさんご意見はどうでしょうかね。

(松坂総括室長)

学校教育法体系の中では、それぞれ学習指導要領に基づいて教育課程を編成するんですが、それによらない編成を、小中学校ではできるとされていて、そのことによって小中学校の特別支援学級が成立する余地があります。高等学校の場合は、特別なカリキュラムというのが編成できませんので、仮に特別な支援を要する子どもが高等学校に入った場合には、その高校のカリキュラムを履修していただくこととなります。知的障がいがあるような場合には、卒業まで学習をしていくということが特に難しいということで、入学試験の問題もありますけれども、入っていただくことはできたとしても、履修等の問題で卒業までたどり着けないだろうということですから、制度として特別支援学級を高等学校に作るのは困難だろうと考えています。法的に作ることはできるんですけども、作っても子どもが卒業できるまでの、法的な保障はありません。

(委員)

「作ることができる」という意味で言ったんですけれども、小中学校の教育も、当然関わってくる話なので、みなさんどう思われるんですかね。

(委員)

今ある器の中に理想的なものを入れようとする、器を変えなきゃいけないんですよ。理想的な

ものというのは、今までやったことから「本来こうあるべきだ」というのが見えてきて、今ある器から出てきた訳じゃないですか。でも、理想に近づくためには、またハードを変えなければいけないんですね。そこを言っていたらここでは具体的に進まないの、今おっしゃった法的な枠の中の高校は、特別支援教育を実践することはできますよね。「知的障がいはなく、高校の学習を履修できるんだけど、社会性に問題がある人たち」については、特別支援教育の対象としてそういう実践の場を作っていくべきなので、今課題になっている地域の特別支援学校は、大単位ではなく小さな単位を作っていけば、新しい器ができた時、理想的な共生社会の実現に資するものになるんじゃないかなと思っています。ある程度のグループができるものを、地域に作って欲しいと思っています。そういう意味で作るのは、別に反対じゃないんです。だけど将来的に解消して欲しいんです。

(委員)

高等学校によっては非常に高度な内容をしますから、クラスの中に個別の支援が必要な生徒さんが居ると、通常の授業が成り立たない場合があるんですよ。とてもその子に合わない。入学試験で入学してきますけれども、当然その子は「卒業できない」ということが見えている訳ですよ。お互いに困った状態になるのに、なんで卒業できないことが見えている子を高等学校へ入れるのかなと思うんです。だったら入学試験なしに、高等教育でも別のクラスがあれば、非常に居やすい環境ができるし、各地域に隅々まで高等学校がある訳ですから、特別支援学校に集中する必要もないんじゃないかという思いがあります。特に知的障がい等については、就職できるかできないか分からないようなグレーゾーンの子がたくさん居る訳ですから、その子たちにしっかり進路指導できるような体制が、将来的にできるんじゃないのかなという思いがあって、お話をさせていただきました。

(委員)

逆に言えば高校は選択できるようになっているから、今おっしゃったようなところは、ある高校に行けばちゃんと卒業できるんです。そこに行くと、特別な支援が必要な子どもたちは「中学では分からなかったけど、分かる授業になった」と言うんです。難しい勉強を教える学校もありますけど、それはそれで子どもに合った学校を選べるのが、私は良いことだと思うんです。その学校の特徴は、ただ勉強だけじゃないですよ。

(事務局)

すみません。いろんなご意見いただいていると、先ほどの「特別支援教育のあり方」の議論の延長になっているような気がします。将来的な議論として、そういう要素をお伺いする必要もありませんけれども、ここでお示したのは実施計画ですので、これについてのご議論をお願いしたいと思います。

(委員)

「はじめに」の(1)「第二次実施計画の趣旨」の下から4行目辺りのところに、「今後の特別支援のあり方」とありますが、これは何を指しているのでしょうか。また前段の議論に戻るんですけども、これも踏まえていかないといけないですよ。教育振興ビジョンの内容の検討が、来年度も含めてこれからされるんですか。まだまだ流動的なものだと思わざるを得ないですね。だからそこを踏まえながら意見を言うのは、非常に難しいなと思っているんです。

(部会長)

「今後の特別支援教育のあり方等も踏まえ」というところの意味ですね。

(事務局)

この部会の中でも2つ、大きな柱としてご議論をいただいています。それらのところを行きつ戻りつしながら整合性を図っておりますので、委員の方々のご議論は積み重ねられたものと捉えさせていただいております。集積の結果の一つが「実施計画」であり、もう一つが「特別支援教育のあり方」として先ほど「議論の骨子」をお示しさせていただきました。「将来と現実」というお話もございましたが、この「実施計画」はまさに現実のところですので、これはこれとしてご議論いただく。ただし、教育改革推進会議の本会議との関わりもありますので、この第1部会の議論として、一旦こういう形で案としてまとめさせていただきたいと思います。「特別支援教育のあり方」については、今後本会議の中でご議論いただき、大きく変わってくるようであれば、当然この中身も変えざるを得ませんので、そういったことを踏まえながらいくということでございます。整合性を図っていきいたいということですので、ご理解いただきたいと思います。

(委員)

そうなりますとあまり言うことないんですけども、3ページの一番下の、「中勢、松阪、南勢志摩地域」の部分ですが、これはずっと積み重ねてきた意見に沿っているのかなと私は感じるんです。

下から2～3行目の、「松阪地域における地元の合意形成」、それから「有効活用などの視点を踏まえたと」というのは、その通りかと思うんですが、「知的障がいを対象とする」という部分がありますよね。このことが、「松阪に新しく作る学校は、知的障がいの単一の障がい種別の学校ですよ」と受け取られるんです。玉城わかば学園のマンモス化の解消が最大の理由だと思うんですけども、松阪地域の合意形成というのがあるんですから、例えば肢体不自由の子どもたちも「近くにできるんだったら行きたい」ということで地域の声になる、そういうのも合意かなと思います。あまり知的障がいに限定しない方が良くないかなと思います。

(部会長)

このことについてご意見はございませんか。

(事務局)

ここでは玉城わかば学園の児童生徒数が非常に急増しているという状況を踏まえながら、これまで出しました「特別支援教育にかかる基本計画」に則って、整備をする地域として「松阪・多気地域の圏域の中で整備を図る必要性がある」というご意見をいただきましたので、これを中心として捉えさせていただきました。また障がいの種別については、特別支援学校制度に変わった時に、教育の中身を明らかにするという意味で、特別支援学校においては教育部門を明らかにする必要があるとされていますので、今増加傾向にあることを危惧している障がいに特に対応するというところで、「知的障がい」と限定させていただきました。

(委員)

前段の議論との絡みもあるんですけども、現状14、5校ある特別支援学校を、全部廃止しようというようなことは決定していないですよ。また新しく特別支援学校を作っていくということがあります。現場の教員としては大変苦しい部分はあるんですけども、前段の議論を考慮した時に、例えば全ての学校に部門が無くなれば、全ての学校があらゆる障がいのある子を受け入れるとなったら、子どもは近くの学校に行けることになる訳です。現場の者からしたら、想像もつかないほど大変だろうなという思いがあるんですけども、でも「地域へ」とか、「より身近なところへ」というのは、キーワードとしてあったと思うんです。全ての学校がそういうふうになっていくのが本来であると、この会議の最初の方で委員がおっしゃったと思うんです。そういう方向性を目指すという前段の部分の議論と、ここの記述はちょっと違うと思います。今ある特別支援学校をガラッと変えるのは大変なことですが、せめて新しく作る場所はそういう方向性で行けないのかなということで、意見を申し上げました。

(委員)

今までは障がい名を明記しなくてもはいけなくても、特別支援教育になった段階でいろんな子どもを見るようになったので、「特別支援学校を松阪地区に整備する」というので、良いんじゃないですかね。今の段階で「知的障がいを対象とする」と明記しなくてもはいけないんですか。

(委員)

すみません。特別支援学校を100%無くすことは可能なんですか。

(委員)

私が生きているうちはないと思いますよ。

(委員)

というのは、精神的なものもあれば、肢体不自由な方、さまざまな方がおられて、それを全て小中学校で受け入れていくということが、本当に実質的に可能なかどうか。「共生社会」と言っているものの、私はちょっと疑問ではある訳ですよ。だから「ある一定レベルの重度の障がいのある人たちには、特別支援学校が必要なのかな」とも思っていたもんですから、その辺はいかがですか。

(委員)

それは逆に言えば「特別支援学級が要ると認定されないと人が配置できない」という制度を変えてしまえば、できると思うんです。私の理想論ですよ。ある子どもたちに「こういう教育が要るんだ」と分かったら、それに合わせて一クラス作って、そこに専門の先生を付けるという制度が地域にあれば、自由にできると思うんです。そうするためには、クラスを作る時点で「この人にはこういう教育が必要です」という、特別な計画が要りますよね。計画さえあればできると思うんです。今は「特別支援学級が要る」と認定されないとできないから、できないと思っているんです。根幹に関わることだから、こんなこと言っていたら永遠に議論ばかりしていきたくないですね。法律も変えなければいけないですよ。

(部会長)

このようなことが可能な時代が来るといいのですが、いつになるのかは分かりません。

(委員)

実際にニーズはありますね。「そういう時代が来れば良いな」ということです。

(部会長)

そうだと思います。

(委員)

試行錯誤ということですね。

(委員)

それに向かって試行錯誤することで、良い社会になると思うんです。

(委員)

県が人員をいっぱい配置してくれたら、かなりの部分はできると思いますよ。

(委員)

前回会議でやりとりがあったんですけど、実はフランスもそうですが、2006年に先進国も原則統合教育に変わりました。学籍登録は全部、いわゆる日本で言う普通学校へ登録します。そのニーズとか支援の体制とかに応じて、保護者がまた特別支援教育のような形を選ぶこともできて、逆にいつでも変わる、「移動の保障をしましょう」という流れに、世界は変わってきています。原則がどちらかということによって、随分変わってくると思います。だから日本もこういう形で原則を打ち出すことによって、もちろん個別の部分、今を引き受ける部分もやりながら、何年かかるか分かりませんが、そういう方向の流れにしていく必要があると思います。ただ「特別支援教育のニーズをきちっと押さえながら」というのが今の方向ですので、それは大事にする必要があると思います。何年かかるか分かりませんが、学籍は全部普通学校へ登録するという形で、先進国は変わりつつあるという状況です。

(委員)

ちょっと2点ほど。3ページ2の(4)の、先ほど話題になった「複数障がい種別への対応」というところですが、これは誰が主語なのかということについては、県の教育委員会ということでしょうですね。そういうことで書かれているように思います。この「複数障がい種別への対応」ですが、「複数の障がいへの対応も考慮し、その体制を整える必要があります」とあります。その次の3行ですが、「このため、各地域の県立特別支援学校においても、主障がいに係る指導の専門性を維持しつつ、併せ有する障がいに係る指導についても専門性を高めるなど、複数の障がいへの指導に対応できるよう検討を進めます」と書いてあるんですね。これ読み方は、少なくとも二通りできるんですよ。まず一つ、これをそのまま読みますと、「先生がいろんな障がいに対応できるように、先生の資質を向上する」というように読めると思うんです。知的障がい部門の特別支援学校の先生が、知的障がいの部分だけじゃなくて、視覚、聴覚、肢体不自由、病弱その他のこともちゃんと対応できるような力を付けていかれるというイメージが、浮かんでくると思うんです。もう一つは、せっかく人材があるんですから、先生方に動いてもらって、学校としての対応力を上げていくという読み方です。例えば聴覚障がいに対しては、聾学校がありますよね。他にもいろいろありますが、聾学校ですと例えば「手話でコミュニケーションが取れる」、あるいは盲学校の場合ですと「視力障がいをカバーできるような教材だとか、あるいは指導法などで工夫ができる」とか、非常に限られた先生方の数の中で、障がいに関してかなり専門性のある、資質を蓄えている先生が居る。こうした先生方に、あちらこちらに動いてもらって入って頂くと、結果的に複数の教育部門への対応が非常にしやすくなっていく。それぞれの今居る先生が、いろんなことを勉強して、どういう障がいのある子にも対応できる力量を身に付ける、というのも一つの方法ではありますが、基本的には必要だと思うんですが、人の配置によって、学校としての力を付けていくという読み方もできるかなと思います。これはニーズを持った子どもや、その保護者の側からすると、とにかくいろんな手立て・方法によって、自分たちの子どもが人として成長していく上で、よりふさわしい教育が受けられるようにして欲しいということが一番の願いだと思いますから、それにどう対応していくか。その方法として、いろんなことがポイントとして浮かんでくるのかなと思います。

(委員)

ここでこれだけはっきり「複数障がい種別への対応」と取組を書いてみえるのに、どうして「知的障がいを対象とする」と書かれるのか、不思議なんですよ。書かない方が良いでしょう。いろんな障がいに対応できるようにした方が良いでしょう。ただ専門性を高めるためには、盲学校・聾学校の先生たちが他のところに専門性を発揮するという、センター的な機能が要る訳です。

(委員)

これはもう、県の方でいろいろ考えて頂くしかないと思います。

今のことに関連するのですが、「センター的な機能」ということで、用語解説の中で「こういう読み方をしてはいけないのかな」ということを、意見として言わせていただきます。7ページです。下から二つ目の項目になりますが、「センター的な機能」と書いてあります。これは中教審から出た、「制度の在り方」の中でいろいろ言われていることではありますが、この中で、例えば 番目のところに「障がいのある幼児児童生徒への指導・支援機能」とあるのは、いわば子どもに対して直接的にというニュアンスの内容だと思えます。しかし、当然子どもの脇には、あるいは背後には保護者の方が居る訳ですから、しかも保護者の方も当然いろんな意味で、時には支援を必要とされる時があると思えますので、このところを例えば「障がいのある幼児児童生徒、及び保護者への指導・支援機能」とか、「保護者」という言葉を入れた形で理解することは、ちょっとまずいのでしょうか。用語としては、やはりそのままでないともまずいのでしょうかね。

(事務局)

ここは答申をそのまま引用させていただきましたので、ご理解いただけたらと思います。実質的には今おっしゃっていただいたように、子どもたちだけの支援が行えるものでもありませんし、親子一体でもあり、家庭を含めて支援する必要があると理解しています。

(委員)

5ページの寄宿舎のところですが、これを読ませていただくと、5校あったのを3校にするということが書かれています。盲学校・聾学校については、教育内容のことが結構書かれています。寄宿舎のところには数のことが書いてあります。みなさんからは「寄宿舎そのもののあり方を、一定のスパンをおいて議論すべきではないか」という意見があったと思うんですけども、その辺の議論がここには文章的に反映されていないのですが、それは敢えて反映しないのですか。例えば3つにした時に、「併せて寄宿舎の機能をどのように考えていくのか、一定の方向性を出そうじゃないか」というようになったと私は認識しているんですけども、このことはいかがですか。

(事務局)

「議論の骨子(案)」の中でも、「今後のあり方については、1、2年一定期間をおいて検討してはどうか」と示されているように、具体的には各設置校の協議会であり方を検討させていただきたいと思えます。これまで、機能の集約化と設備改修の必要性、それから人的な雇用計画ということもご意見をいただいていますので、これらを一元化していくためには、現在ある施設は可能な限りコンパクトな形で集約させていただきたいと思えます。5校から3校ということについては、4回目の部会で確認させていただき、また、将来的なあり方と中身については根本的な議論が必要ということでした。そのことについては「関係者の方々と十分に議論を重ねたい」とお話しした次第ですので、ご理解賜りたいと思えます。

(委員)

6ページに第二次実施計画のスケジュールのようなものが書かれているんですけども、この計画の位置づけは、先ほど出ておりました「三重県教育振興ビジョン」に付随した計画、という位置づけでよろしいんでしょうね。第一次実施計画は、19年度から22年度で、しあわせプランの第二次戦略計画がスタートした時点だったと記憶しているんですけども、今回が23年度からということは、第三次戦略計画に向かって財源を確保して、というお考えでよろしいでしょうか。併せて、一次計画がどのくらいの全体の予算規模があるか、教えてもらえればありがたいと思えます。その2点だけ、今分かる範囲で良いですのでお願いします。

(事務局)

県の方の計画は、今のところ具体的にはまだ打ち出されていませんが、おそらく23年度から何年間かの計画が作られると思えますので、当然それとの整合性を図りながら、教育振興ビジョン作りを進めていくということです。

(部会長)

議論がなければ、ここで終わりたいと思えます。よろしいでしょうか。

根本的な問題から非常に熱心な議論をしていただきまして、誠にありがとうございました。

それでは事務局の方から今後のことについて、説明をお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。特別支援教育のテーマについて、真摯にご議論いただき、本当にありがとうございました。いただきましたご意見については、また修正・整理をさせていただき、議論

の骨子案については、教育改革推進会議の本会議に出させていただきたいと考えています。また第二次実施計画案については、問題のあったところを委員の皆さまにお届けして、確認をお願いしたいと考えています。まだ審議が不十分なところ、今後継続して議論するべきところについては、関係の方々話し合いをさせていただきたいと思います。

それから第1部会の今後について、教育振興ビジョンの策定担当から、ご説明させていただきますので、よろしくをお願いします。

(事務局)

まず当面のことです。今回議論の骨子を出させていただきましたけれども、今日もご意見をいただいておりますので、それを反映させる必要があると思っています。部会長さんと調整させていただいて、変えさせていただいた上で、25日の教育改革推進会議に上げたいと思いますので、その辺のご了解を、すみませんをお願いいたします。

(部会長)

このことについて、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(一同了承)

(事務局)

それから特別支援教育の審議は、今日で一旦終了とさせていただきます。次回からは第1部会のもう一つのテーマであります、「家庭や地域の教育力の向上」というところに移って行きたいと思っています。具体的には、「家庭の教育力をどうやって上げるか」とか、「地域の教育力をどうやって活用するか」とか、あるいはそれと関係の深い「幼児教育をどうするか」とか、それからさらに進めて「社会教育をどうするか」とか、今後の議論になってまいります。

今回までお願いしておりました部会委員の皆さんの内、栗原委員、濱口委員、脇田愉司委員については、今回で交替していただくこととなります。本当にこれまでありがとうございました。先ほどご質問がございましたけれども、今後さらに「特別支援教育についてもっと議論しなさい」という話になった場合には、こちらから行かせていただいてご意見を伺う、あるいはゲストという形で来ていただくということもあり得るかと思っておりますので、もしご都合が許されれば、その時はよろしくをお願いしたいと思います。

新しい委員については現在選考中ですので、お名前等はお示しできないのですが、早急に決めさせていただいて、日程調整もさせていただき、次回以降の開催をさせていただきたいと思っております。次回は2月下旬から3月にずれ込むかもしれませんが、その辺りで調整させていただければと思っておりますので、またその時にはよろしくをお願いします。

(部会長)

特別支援教育という、将来に向かって非常に大事な問題、裏を返せば難しい課題が多い中、これまで5回にわたって、基本的、根本的な問題から説き起こし幅広く深く議論していただき、誠にありがとうございました。委員の皆様には積極的かつ熱心なご発言いただいて、本当にありがたく、心より感謝申し上げます。このような議論をしていただいたことは、これからの三重県の特別支援教育にとって非常に良いことだと信じております。私、部会長としては至らないところもあったと思いますが、皆様に支えていただき終えることができ、感謝申し上げます。ありがとうございました。

(事務局)

それでは部会委員のみなさん、本当にどうもありがとうございました。

これで第5回教育振興ビジョン検討第1部会をお開きとさせていただきます。どうも本当にありがとうございました。

(閉 議 16時10分)